

答 申 第 2 7 号

平成 2 7 年 2 月 2 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 6 月 1 7 日付け鎌職第 9 6 2 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による「行政文書公開決定通知書『鎌倉市指令職第23号』平成25年3月15日付の(2)調査内容等についてオンブズマンに渡すことについて作成した大原鉄工所に了承を得ていること等を確認しました。と記述されています。この内容について誰が、何時、誰に確認をとったのかが不明です。確認をとった時の確認文、承諾書等の両方の文書」の公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成26年1月20日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、聴取年月日及び聴取場所は公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年1月6日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成26年1月20日付け鎌倉市指令職第35号で、行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 補足説明について

実施機関は、本件請求対象文書を公開するにあたり、異議申立人に対し、本件公開文書は市職員に確認をした文書であり、大原鉄工所への確認ということであれば、その旨が明確になれば公開について判断を行う旨の説明を文書で行った。

#### エ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年2月17日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

公開しない部分の理由に納得できない。

### (3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成26年7月26日付けで提出された意見書及び平成27年1月26日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 本件は、過去の調停の申立書等により、特定の職員であることは明白であり、全紙面黒塗りとする理由はない。さらに、職員課が特定の職員を聴取したことは、異議申立人の告発を発端としたものであるから、被聴取者名、聴取年月日及び聴取場所を非公開とする理由はない。

イ 実施機関は、「供述内容が公にされないことを前提に事情聴取に応じた」と主張するが、それでは事情聴取の意味がなく、結果として事情聴取を実施しなかったことと同じである。職員課が特定の職員を聴取したことは、異議申立人の告発に対して回答するためであったはずである。

ウ 公務員として正当な業務であるなら、公開すべきである。

エ 実施機関は、「供述内容等が公開されることが前提になると、真実を供述することを回避するおそれがある」と主張するが、当該主張は、公務員として公開できない内容を供述していると証言しているに等しい。

オ 実施機関は、「結果的に正確な事実を把握することが困難」と主張するが、供述された内容が公務員としてあるまじき行為であると読み取ることができる。

カ 実施機関は、「公平かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼす」と主張するが、公務員である職員の不正を隠蔽しなければ人事の確保ができないと言っていることになる。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成26年7月18日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書及び平成26年12月22日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

実施機関は、本件請求対象文書を、七里ガ浜下水道終末処理場水処理設備工事その7に係る通報（以下「工事に関する通報」という。）に伴い、その調査過程で実施した関係者からの事情聴取に係る「供述書（以下「供述書」ということがある。）」と特定した。

この供述書中における聴取年月日、聴取場所、被聴取者及び供述内容については、公開することにより、公平かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第4号エ該当により非公開とした。

その理由は、当該供述書は工事に関する通報に伴い、その調査過程で実施した関係者からの事情聴取に係る供述書であることから、供述内容が公にされないことを前提に事情聴取に応じたものを文書化したものである。そのため、供述内容等が公開されることが前提となると、真実を供述することを回避するおそれがあり、結果的に正確な事実を把握することが困難になり、通報者への正確な回答ができなくなることから、公平かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあると判断した。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、工事に関する通報により、実施機関がその調査過程で実施した市職員からの事情聴取に係る「供述書」と題する文書である。

当審査会は、供述書中における聴取年月日、聴取場所、被聴取者及び供述内容が条例第6条第4号エに該当するとして一部非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

##### (2) 条例第6条第4号エ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定しており、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

これは、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の中には、その性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程において情報を公開することにより、実施の目的を

達成できず、又は特定のものに不当な利益を与える結果となり、市民全体の利益を損なうおそれのあるものがあることから、これらの情報を非公開とすることにより、その事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保しようとするものである。

イ 実施機関は、供述内容等が公開されることが前提となると、供述者は真実を供述することを回避するおそれがあり、結果的に正確な事実を把握することが困難になり、通報者への正確な回答ができなくなることから、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

ウ 当審査会で本件請求対象文書をインカメラで調査したところ、事情聴取の際の供述内容が記載されていることが認められた。本件請求対象文書は人事に関わるものであるところ、供述者は、供述内容が公にされないことを前提として事情聴取に応じていると考えられ、当該情報が公開されることになれば、供述者が忌憚なく真実を供述することを回避するおそれがあり、調査への協力が得られなくなる可能性も十分考えられることから、実施機関において正確な事実を把握することが困難になるおそれがある。

したがって、非公開とした情報は公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第6条第4号エに該当する。

しかし、聴取年月日及び聴取場所については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、公開すべきである。

エ なお、本件においては、異議申立人が本件請求で求めた大原鉄工所の了解について、大原鉄工所から了解を得ている旨の市職員の供述が記載されているのみであり、「誰が、何時、誰に確認をとった」という記載は認められなかった。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

### 処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 1 / 6	行政文書公開請求書が提出される
1 / 2 0	行政文書一部公開在決定通知書送付
2 / 1 7	異議申立書が提出される (担当課：職員課)
6 / 1 7	審査会に対し諮問
6 / 1 9	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
6 / 2 3	第 5 5 回 審査会で概要報告
7 / 1 8	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
7 / 2 2	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
7 / 2 8	異議申立人から意見書を受理 (一部資料再送：7月30日着)
8 / 2 7	実施機関に意見書(写)送付
1 1 / 1 8	第 5 9 回 審査会で概要報告
1 2 / 2 2	第 6 0 回 審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
2 7 / 1 / 2 6	第 6 1 回 審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
2 / 2 3	第 6 2 回 審査会で審議
2 / 2 3	答申